

いばらき子ども読書活動推進計画

平成16年3月

茨城県教育委員会

はじめに

読書は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

しかし、近年、テレビやインターネット等の各種情報メディアの急速な発達・普及や子どもたちを取り巻く生活環境等の変化、さらに幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されております。

そこで、子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、平成12年の「子ども読書年」を契機とした取組をさらに推進していくため、検討が重ねられてきたものであり、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を推進することを基本理念としております。

この法律に基づき、国においては、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定・公表され、平成14年度から5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。また、この法律では、地方自治体においても、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう努めることとされております。

本県におきましても、平成15年8月に開催された「いばらき子ども読書議会」における子どもたちからの読書活動に関する提案を踏まえつつ、ここに「いばらき子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この推進計画は、国の基本的な計画を基本とした実施計画（行動プラン）として、家庭、地域、学校などが一体となって取り組むための施策の基本方向と具体的な取組を示しております。

今後は、この計画に基づき、施策の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

平成16年3月

茨城県教育委員会教育長
川俣 勝慶

目 次

第1章 本県の子どもの読書活動の現状と課題 -----	1
第2章 基本の方針等 -----	4
1 基本の方針 -----	4
2 重点的に取り組む事項 -----	4
(1) 県立図書館及び市町村立図書館の整備・充実 -----	4
(2) 学校における読書活動の推進と蔵書等の整備・充実 -----	4
(3) 幼児児童への読み聞かせの推進 -----	4
3 計画期間 -----	4
第3章 子どもの読書活動の推進のための方策 -----	5
1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進 -----	5
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 -----	5
ア 家庭における子どもの読書活動の推進 -----	5
イ 図書館における子どもの読書活動の推進 -----	5
ウ 公民館における子どもの読書活動の推進 -----	6
エ 児童館における子どもの読書活動の推進 -----	7
オ 民間団体の活動に対する支援 -----	7
(2) 学校等における子どもの読書活動の推進 -----	8
ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実 -----	8
イ 家庭・地域との連携による読書活動の推進 -----	9
ウ 学校関係者の意識高揚 -----	9
エ 障害のある子どもの読書活動の推進 -----	10
オ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進 -----	10
2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実 -----	11
(1) 地域における子どもの読書環境の整備 -----	11
(2) 公立図書館の整備・充実 -----	11
ア 図書資料の整備 -----	11
イ 設備等の整備・充実 -----	12
ウ 司書等職員の研修等の充実 -----	13
エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実 -----	13
(3) 学校図書館等の整備・充実 -----	14
ア 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実 -----	14
イ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫 -----	16
3 図書館間協力等の推進 -----	17
(1) 図書館間等の連携・協力 -----	17
(2) 図書館と大学図書館の連携・協力 -----	17
(3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力 -----	18
4 啓発広報等 -----	18
(1) 啓発広報の推進 -----	18
ア 「子ども読書の日」等を中心とした啓発広報の推進 -----	18
イ 各種情報の収集・提供 -----	19
(2) 優れた取組の奨励 -----	19
(3) 優良な図書の普及 -----	19
第4章 方策の効果的な推進に必要な事項 -----	20
1 推進体制等 -----	20
2 財政上の措置 -----	20
資料編 -----	21
1 参考データ -----	21
2 いばらき子ども読書議会 -----	22
3 子ども読書活動推進会議設置要項 -----	23
4 施設一覧 -----	24
(1) 公立図書館一覧 -----	24
(2) 公民館図書室一覧 -----	25
(3) 児童館一覧 -----	26
5 子どもの読書活動の推進に関する法律 -----	27
いばらき子ども読書活動推進計画（概要） -----	28

第1章 本県の子どもの読書活動の現状と課題

【図書館等】

① 図書館

図書館は、子どもにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとって、自分の子どもに読ませたい、また、読んで聞かせたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

また、図書館は、読み聞かせ^{*1}やストーリーテリング^{*2}、本の紹介等の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の助言など、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

さらに図書館は、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支えるボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等も行っています。

現在、県内には県立図書館をはじめ、平成16年度初めに開館する2館を含めると公立図書館が51館あります。残る未設置の市においても現在建設の計画があり、環境が整いつつあります。しかし、町村では、今年1月現在で設置率が36%と低く、設置改善が課題となっています。また、平成13年度の県内市町村立図書館の館外貸出数は980万6千点、人口100人当たりでは327点です。図書館設置率、館外貸出数ともに全国26位です。（「日本の図書館－統計と名簿－2002」日本図書館協会）

県では、平成13年3月に新装開館した県立図書館において、児童資料部門を中心に直接的な児童サービス^{*3}を充実させるとともに、平成16年4月稼働予定の茨城県図書館情報ネットワークを活用しながら、市町村立図書館、公民館図書室、学校図書館、民間団体等との連携を図り、県全体における読書活動の推進を図っていくことが課題となっています。また、今後、市町村合併が進んだ際の広域的な図書館サービスや、読書活動推進の在り方も重要な検討課題となっています。

② 児童館及び民間団体等

児童館は、子どもの健全な遊びを通じて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とした施設です。県内には50館あり、児童館の図書室では、保護者やボランティアと連携した活動を推進することが期待されています。

ボランティア・NPO等民間団体、さらにPTA等社会教育関係団体は、県民に対し、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進する上で

読み聞かせ^{*1}

：子どもに絵本などを声を出して読んで聞かせること。

ストーリーテリング^{*2}

：話し手が話を覚えて、本なしで聞き手に語り聞かせること。

児童サービス^{*3}

：公共図書館において子どもたちに対して行われるサービスのこと。

大きな期待が寄せられています。

県内では、平成15年3月現在で約400ある家庭文庫・地域文庫^{※4}、読書グループにより、草の根的に文庫活動、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等が行われています。また、これらの読書グループをまとめる民間団体^{※5}も組織されるようになり、活発な活動を行っておりまます。

特に本県では、これら民間団体の読み聞かせなどによる活動が活発なことから、その支援を通して、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに取り組むことが課題となっています。

【学校等】

学校における読書活動は、従来から国語などの各教科等での学習活動を通じて行われており、子どもが読書習慣を身に付け、確かな学力や豊かな人間性の基盤を形成する上で大きな役割を担っています。

学習指導要領では、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて「楽しんで、読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を生活に役立て、自己を向上させようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。高等学校の国語科においても「学校図書館を計画的に利用することを通して、読書意欲を喚起し読書力を高めるとともに情報を活用する能力を養うようにする」ことなどが、内容の取扱いにおける配慮事項とされています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など、多様な学習活動が展開されており、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、より一層、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが必要となっています。

さらに、学校図書館の利用については、蔵書数の充実や学校図書館にかかる人員の適正な確保等も含めて、今後、積極的に見直すことが求められています。各学校においては、このような基盤の上に立って、児童生徒による図書委員会等の活動が、一層自発的、自治的な活動となり、読書活動がより活発に展開されることが大切です。

現在、県内の学校では、読書の楽しさとの出会いをつくることを目的に「朝の読書^{※6}」の時間を設けて自由に本を読む活動が実践されております。また、公立小学校の4~6年生を対象とした「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」では、子ど

家庭文庫・地域文庫^{※4}

：主に子どもの読書を進めるために、地域のボランティアにより、集会所や個人の家庭などで開設運営されている文庫。

読書グループをまとめる民間団体^{※5}

：県内の読書団体、PTA文庫、読書ボランティアグループ等の連携・交流及び支援体制の強化に努め、本県における読書活動の推進を図ることを目的に、平成12年に茨城県PTA母親文庫運営協議会と茨城県読書団体連絡協議会との合併により茨城県読書をすすめる協議会が組織された。当該協議会は、県立図書館内に事務局を置き、県内5つの地区別協議会に分かれ、活発な活動を行っている。

朝の読書^{※6}

：学校で始業前に、生徒も教師も全員、各自がそれぞれ自分が選んだ読みたい本を読むという教育活動。

もたち自身による友達への読書の薦めが読書活動の広がりを見せてています。さらに、司書教諭や学級担任、学校図書館担当事務職員などの教職員が、子どもの発達段階に適した本を紹介したり、読み聞かせやストーリーテリングを行ったりするなど、読書習慣を身に付ける工夫をしている学校もあります。

今後も、本との出会いをより豊かにするために「朝の読書」や図書委員会活動の活性化を図る取組を奨励したり、学校図書館にゆったりとしたスペースを設けたりして、子どもたちが進んで読書を楽しみ、読書習慣を身に付けるような環境の整備に引き続き努めていくことが大切です。

また、司書教諭をはじめとする学校関係者においては、読書を楽しむ子どもの心に共感したり子どもの読書に関する意識を高めたりすること、さらに障害のある子どもや幼稚園、保育所における幼児期の子どもの読書活動の推進を図ることが求められています。

【全国的な傾向】

① O E C D 生徒の学習到達度調査 (P I S A) 2000年

O E C D (Organization for Economic Cooperation and Development: 経済協力開発機構) の 15 歳児を対象とした読解力調査によると、日本では、55.0% の生徒が「趣味としての読書をしない」と回答しており、O E C D 参加国平均の 31.7% を大きく上回り、参加 32 か国の中で最も割合が高くなっています。

② 第 49 回読書調査 (全国学校図書館協議会・毎日新聞社)

平成 15 年 5 月の第 49 回読書調査 (全国学校図書館協議会・毎日新聞社) によると、1か月間の平均読書冊数は、小学生 8.0 冊、中学生 2.8 冊、高校生 1.3 冊です。

また、不読者 (1か月間に本を 1 冊も読まなかった者) の割合は、小学生 9.3 %、中学生 31.9 %、高校生 58.7 % です。この調査結果により、中・高校生の“読書離れ”の実態が、浮き彫りになっています。



第2章 基本の方針等

1 基本の方針

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とするとともに、本県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、次の3つを基本の方針とします。

- 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

2 重点的に取り組む事項

3つの基本の方針を踏まえ、「県立図書館及び市町村立図書館の整備・充実」、「学校における読書活動の推進と蔵書等の整備・充実」及び「幼児児童への読み聞かせの推進」を重点事項として推進します。

(1) 県立図書館及び市町村立図書館の整備・充実

- 県立図書館は、市町村立図書館や公民館図書室と連携して県全域を対象としたサービス網を確立させます。
- 県立図書館は、子ども図書室の蔵書の充実に努めるとともに、子どもの読書活動の推進のため、市町村立図書館のモデルとなる事業を実施します。
- 県は、子どもたちが身近な所で本に親しめるよう、図書館未設置市町村の図書館設置を促します。

(2) 学校における読書活動の推進と蔵書等の整備・充実

- 県は、県立学校の学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、私立学校及び市町村立学校の学校図書館の蔵書の充実を促します。
- 県は、公立小学校の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を推進します。

(3) 幼児児童への読み聞かせの推進

- 県立図書館は、読み聞かせの指導者の育成を図り、図書館、公民館、児童館、幼稚園、保育所等を会場とした幼児児童への読み聞かせ活動の推進を図ります。

3 計画期間

平成16年度から平成20年度までの5年間

第3章 子どもの読書活動の推進の方策

国の基本的な計画を踏まえ、本県としての基本施策の方向を定め、具体的な取組を設定して推進します。

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

ア 家庭における子どもの読書活動の推進

施策の方向

子どもの読書習慣付けには、家庭における子どもと本の出会いのきっかけ作りが重要です。幼児期における絵本の読み聞かせや、大人の読書をする姿は、子どもに大きな影響を与えます。このため親や子どもに関わる大人に対して、子育てにおける読書の重要性を伝える啓発活動に努めます。

具体的な取組

1 「新家庭教育手帳」など啓発資料の配布

県は、「新家庭教育手帳」の情報編に、読み聞かせ活動や優良図書の紹介、子どもの読書に関する相談窓口等の情報を掲載します。

2 ブックスタート運動の普及

県立図書館は、県内及び全国のブックスタート運動^{*7}の状況を調査し、優れた実践例を関係機関へ情報提供し、その普及を図ります。

3 地域と連携した子育て実践講座の開設

県は、家庭教育の充実と支援を図るため、企業、NPO等と連携して、子育て学級を企業内に開設する「いきいき子育て地域連携実践講座開設事業」において、子育てにおける親と子の読書の重要性を取り入れます。

4 優良図書の推奨（小・中・高校生及び勤労青少年向け）

県は、茨城県青少年のための環境整備条例第7条に基づき、青少年の健全育成に有益な図書の推奨を進めます。

イ 図書館における子どもの読書活動の推進

施策の方向

県立図書館は、県内における読書活動と図書資料に関する中心的機関として、来館する子どもに対するサービスだけでなく、広域的立場から子どもの読書活動を推進します。また、市町村立図書館の行う子どもの読書活

ブックスタート運動^{*7}

：肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わす、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動。乳幼児検診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者を対象に、親子と一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。1992年に英国で始まり、現在では親子に本の楽しさを伝える運動として、また、地域の子育て支援運動として、日本各地に広がっている。

動を推進する事業を積極的に支援するとともに、自らも様々な事業を企画して推進に努めます。

具体的な取組

1 子どもの読書活動の情報提供と相談窓口を設置

県立図書館は、ホームページに子どもの読書活動の推進に関するページを設けます。

2 インターネット版「みんなにすすめたい一冊の本」運動

県立図書館は、子どもたちの読書記録として、インターネット上に短めな推薦文（感想文）を発表できる場を設け、年間にたくさんの本を読んだ子どもたちを表彰します。

3 子ども読書フェスティバルなど啓発事業の開催

県立図書館は、毎年、こどもの日（5月5日）に、子どもの読書活動の推進を目的とした事例発表や講演会などのフェスティバルを開催します。

4 図書館未設置市町村を中心とした図書の協力貸出

県立図書館は、図書館未設置市町村の公民館等を通じて、学校図書館や読書団体等に必要な図書を一括して長期に貸し出します。

5 読み聞かせ活動の推進とボランティアの育成

県立図書館は、読み聞かせの研修会やコンクールを開催し、ボランティアの育成に努めるとともに自らも定期的に読み聞かせ会を実施します。

また、ボランティアを紹介するなど市町村立図書館での読み聞かせを支援します。

ウ 公民館における子どもの読書活動の推進

施策の方向

公民館は、各市町村において住民に一番身近な生涯学習施設として活用されています。そして、公民館図書室は、市町村立図書館と連携を図り、また、図書館の設置されていない市町村では図書館としての役割を担っております。そこで、図書館の設置率が平成16年1月1日現在36%である本県の町村においては、その蔵書の充実と県立図書館との連携強化を推進します。

具体的な取組

1 県立図書館の公民館への図書の協力貸出

県立図書館は、当該市町村の読書推進計画に基づき、読書普及用図書の一括貸出を行います。

2 県立図書館と公民館図書室のネットワーク

県立図書館は、図書館のない市町村における住民の窓口を公民館図書室として、協力車^{※8}を運行するなど連携強化を図ります。

協力車^{※8}

：県立図書館と市町村立図書館等と連携及び相互協力の円滑な推進を図り、県立図書館と市町村立図書館、及び市町村立図書館相互間の図書資料等を輸送するためのもの。

3 読み聞かせ活動の推進

県及び県立図書館は、公民館図書室においてボランティア等の協力による読み聞かせが、定期的に開催されるよう市町村に促します。

エ 儿童館における子どもの読書活動の推進

施策の方向

児童館は、子どもの健全な遊びを通じて、その健康を増進し、または情報豊かにすることを目的とした施設です。子どもが日常的に過ごす児童館においては、図書館と同様、保護者やボランティア等と連携協力して、子どもたちが自由に本を選択して読書活動ができる本との出会いの環境作りが重要であります。このため、児童館の図書室の資料の充実やボランティア等による読み聞かせ活動等の推進を促します。

具体的な取組

1 児童館と図書館との連携事業の在り方

県立図書館と県立児童センターは、県立図書館の図書を一括して長期に利用して、児童館における子どもの読書活動の在り方を調査します。

2 児童図書のセット貸出

県立図書館は、当該市町村の図書館と協議のうえ、児童図書のセット貸出を行い児童館の図書の充実を図ります。

3 読み聞かせ活動の推進

県立図書館は、保護者や地域の読書グループなどのボランティアによる読み聞かせやブックトーク^{※9}等を推進するため、ボランティアや講師の紹介等を行います。

オ 民間団体の活動に対する支援

施策の方向

地域における子どもの読書活動の広がりには、図書館や公民館、児童館における活動とともに地域の読書グループなど民間団体の取組が重要です。このため、広域的に活動する読書推進団体との連携を推進します。

具体的な取組

1 民間団体への活動の場の提供

県立図書館は、県内の多くの読書グループをまとめた茨城県読書をすすめる協議会と共同で事業を開催し、地域の読書活動を活性化させ、子どもの読書活動の推進を促します。

2 民間団体が行う読書感想文等の募集事業などへの支援

県立図書館は、子どもたちの読書意欲を高めるため読書感想文を募集し、優秀な作品を表彰するとともに全国の大会へ推薦するなど、民間団

ブックトーク^{※9}

: ひとつのテーマに従って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

体の活動を支援します。

3 子ども文庫等への図書の団体貸出

県立図書館は、自宅開放などによりボランティアとして子ども文庫^{*10}の活動を行う個人等に対し、当該市町村の図書館と連携して図書等の貸出を行います。

4 「子どもゆめ基金」の周知と活用

県は、子どもの読書活動など優れた民間団体の活動に対して補助される「子どもゆめ基金^{*11}」の内容を周知するとともに優れた取組を紹介します。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

施策の方向

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。このため、既に多くの学校で実践されている「朝の読書」、教師やボランティアなどによる読み聞かせの一層の普及を図ります。また、小学校4～6年生児童を対象とした「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を引き続き推進します。

さらに、児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する研究協議や先進的な取組事例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。

具体的な取組

1 「みんなにすすめたい一冊の本」(図書の紹介本)の配布と活用

県は、毎年、公立小学校の4年生の全児童に「みんなにすすめたい一冊の本」(図書の紹介本)を配布して読書を促します。また、ここに紹介された50冊の本を読んだ児童(小学校4～6年生)を表彰するなどして児童の読書意欲を高めます。

2 特色ある取組の紹介

県は、全校一斉の読書など各学校の特色ある優れた取組を紹介し、児童生徒の読書習慣の確立を図ります。

3 教育活動の充実を目指す研修

県は、司書教諭等を対象に、学校図書館を活用した教育活動の充実を目指す研修を行います。

子ども文庫^{*10}

：地域の集会所等を利用して、本の貸出を中心としながらも、紙芝居や読み聞かせ、工作、季節の行事など様々な活動をしている文庫。

子どもゆめ基金^{*11}

：子どもの健全な育成を図ることを目的とした活動を支援するために独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに創設された基金で、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動等に対し助成するもの。

イ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

施策の方向

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭や地域と連携して、子どもたちの学校の内外での自主的・主体的な読書活動を促す環境の整備を図ります。

また、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図ります。

具体的な取組

1 学校単位の保護者を対象とした文庫活動の奨励

県立図書館は、親子が家庭において自然に読書に親しむ習慣が生まれるよう学校単位の保護者を対象とした文庫活動を当該市町村の図書館とともに奨励します。

2 図書館学習の積極的な受入れ

県立図書館は、総合的な学習の時間等における児童生徒の図書館学習を支援するため、図書館未設置市町村の学校の児童生徒の受入れを積極的に行います。また、このモデル的な活動を紹介する資料を作成して推進に努めます。

3 保護者やボランティアの協力による読み聞かせ活動の推進

県は、学校図書館と地域の連携を推進するため、保護者や学校支援ボランティア等の協力による読み聞かせ活動等を奨励します。また、この活動を紹介する資料を作成して推進に努めます。

ウ 学校関係者の意識高揚

施策の方向

子どもの読書活動に資する取組を推進していくため、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策についての先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図ります。

具体的な取組

1 啓発資料の作成と配布

県は、各学校の特色ある取組や朝の読書など全県的取組の状況とその効果についての資料を作成し、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図ります。

2 学校図書館活動に関する研究の奨励

県は、教育研究会学校図書館部が行う学校図書館活動に関する研究を奨励します。

3 各種研修会への参加

県は、子ども読書活動の取組等に関する情報交換や研究協議の場への学校図書館関係者の積極的な参加を促します。

エ 障害のある子どもの読書活動の推進

施策の方向

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校、聾学校及び養護学校における障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の推進を図ります。

具体的な取組

1 優れた実践事例の紹介

県は、紙芝居やパネルシアター^{*12}、読み聞かせなどによる読書活動の工夫や障害の状態・発達段階に応じた選書、視聴覚機器やコンピュータの活用、一人一人の子どもに合わせた図書教材の工夫や障害に応じた快適な読書スペース等の環境の工夫など、優れた実践事例を紹介する資料を作成して配布します。

2 視覚障害教育情報ネットワークの活用

視覚障害教育情報ネットワークの活用などにより、各盲学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を促進します。

3 公共図書館の大活字本や録音図書などの活用

県立図書館は、茨城県図書館情報ネットワークを活用して公共図書館の大活字本や録音図書などの特殊教育諸学校における活用を促進します。

4 県特殊教育諸学校教育研究会との連携

県立図書館は、県特殊教育諸学校教育研究会と連携して特殊教育諸学校児童生徒の公立図書館の利用促進について研究します。

オ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

施策の方向

幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行いうよう、教職員及び保育士の理解の促進に努めます。

また、保護者に対しては、読み聞かせの重要性に関する啓発に努めます。

具体的な取組

1 絵本や読み聞かせ活動の推進

県立図書館は、読み聞かせボランティアの紹介等を行い、幼稚園や保育所における読み聞かせの推進に努めます。また、県は、幼稚園や保育所等の保護者に対して、幼児期における読み聞かせ等の重要性に関する資料を作成し啓発に努めます。

2 異年齢交流の奨励

県は、児童生徒が幼稚園や保育所の幼児に読み聞かせを行うなどの異

パネルシアター^{*12}

: パネル布の上に、絵人形や背景などを貼ったり、はがしたり、動かしたりしながら、お話を歌に合わせて演じるもの。

年齢交流を奨励します。

3 未就園児を対象に行う読み聞かせ活動等の奨励

県は、地域の子育て支援センター^{*13}的役割として、幼稚園や保育所の行う未就園児を対象にした読み聞かせ活動等を奨励します。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

施策の方向

地域における子どもの読書活動の中核的役割が期待されている図書館は、すべての市町村に設置されることが重要であるため、図書館未設置市町村の設置促進を働きかけます。また、県内公共図書館、学校図書館等との連携・協力を推進します。

具体的な取組

1 図書館未設置市町村に対する図書館設置促進

県は、図書館未設置市町村の図書館建設に対して、建設費の一部を補助して図書館の建設促進を図ります。

また、県立図書館は、図書館の必要性などを調査するため、中央公民館等にスペースを確保し図書館に準じたサービスを展開しようとする市町村に対して、図書の貸出や業務相談など積極的に協力します。

2 茨城県図書館情報ネットワークの整備と充実

県立図書館は、茨城県図書館情報ネットワークを介して、学校図書館にない調べ学習等に必要な図書を迅速に提供します。

3 市町村立図書館の広域利用の推進

県は、図書館を設置する市町村の住民と近隣市町村の住民が、図書館資料の館外貸出等が利用できるよう促します。特に、図書館未設置市町村と近隣の市町村立図書館の利用について働きかけます。

(2) 公立図書館の整備・充実

公立図書館が地域における子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たせるよう、以下のような取組を推進します。

ア 図書資料の整備

施策の方向

多様化している子どもたちの興味・関心に対応するため、情報資料（データベース）を含む図書館資料の充実に努めます。特に、児童資料につい

地域子育て支援センター^{*13}

: 地域全体で子育てを支援する基盤を形成するとともに、育児不安の解消、子育て指導など、地域における子育て家庭に対する支援を行う施設。

ては、市町村立図書館等での選書の参考となる資料や児童図書研究資料などの充実に努めます。また、市町村立図書館に対しては、計画的な資料整備を図るよう促します。

具体的な取組

1 図書館資料の充実

県立図書館は、市町村立図書館における選書及び保護者の選書の参考に利用できるよう、児童図書の年間出版点数の全点購入に努めるなど資料の充実に努めます。

また、県立図書館は、自館の資料収集保存方針や地域資料等の情報を提供して市町村立図書館の計画的な資料収集を支援します。

2 外国の代表的な児童図書（外国語資料）の収集

県立図書館は、県内に多くの人が在留するブラジル、中国、フィリピン、韓国などの代表的な児童図書の収集に努めます。

3 県立図書館と市町村立図書館の資料整備に係る連携

県立図書館は、市町村立図書館で廃棄する図書のうち、県立図書館で未所蔵の図書を受け入れます。また、市町村立図書館で廃棄する図書や県民から寄贈される図書のうち、県立図書館が既に所蔵している図書については、他の市町村立図書館に紹介します。

イ 設備等の整備・充実

施策の方向

資料の迅速な検索と相互貸借^{*14}、迅速的確なレファレンス^{*15}を目的として、インターネットを活用した茨城県図書館情報ネットワークを整備します。

具体的な取組

1 茨城県図書館情報ネットワークの整備と全国図書館の参加

県は、いつでも、どこでも、誰でも、簡単なパソコン操作でインターネットを介して県内公共図書館の660万冊の図書が検索できるシステムを平成16年4月を目標に整備します。

ネットワークは、すべての市町村立図書館の参加を目指します。

2 県内公共図書館間の相互貸借物流システムの整備

県は、茨城県図書館情報ネットワークで検索した図書を、身近な地元の図書館等へ迅速に搬送する物流システムを整備します。

相互貸借^{*14}

：図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて図書館同士で資料の貸借をすること。

レファレンス^{*15}

：図書館が行う利用者サービスの一つで、利用者の問い合わせに応じたり、参考資料や情報を提供したりする業務。

ウ 司書等職員の研修等の充実

施 策 の 方 向

子どもの読書活動を全県的に推進するため、「子ども」や「児童資料」に精通し、かつ市町村立図書館の相談・支援にも的確に対応のできる高い資質を持った司書等職員の養成・研修・配置に努めます。

具 体 的 な 取 組

1 研修の実施

県立図書館は、茨城県図書館協会と共同で初任者研修、中堅職員研修、情報サービス研修、児童サービス研修等を実施し、職員の資質の向上を図ります。

2 司書資格取得率の向上

県立図書館は、司書資格取得講習会へ職員を計画的に派遣し、図書館専門職員の養成を図ります。

3 各種研究集会への派遣

県立図書館は、文部科学省、日本図書館協会等が開催する各種研究集会へ積極的に職員を参加させ、職員の資質の向上を図ります。

また、県及び県立図書館は、市町村立図書館に各種研修集会への参加を働きかけるとともに、県立図書館職員が参加した各種研究集会の情報を市町村に提供します。

県及び県立図書館は、市町村立図書館の司書（司書有資格者を含む。）の配置について促します。

4 市町村立図書館や公民館図書室の職員の研修受入れ

県立図書館は、市町村の求めに応じて、県立図書館の各課の業務内容を実地に体験する研修（短期・長期）に市町村立図書館や公民館図書室の職員を積極的に受け入れます。

エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

施 策 の 方 向

県立図書館は、障害のある子どもたちに本との出会いが図られるよう、録音図書等の充実に努めます。また、県立点字図書館^{※16}との連携を推進します。

具 体 的 な 取 組

1 録音図書・大活字本等の充実

県立図書館は、録音図書・大活字本等の資料の充実に努めます。

2 録音図書の作成及び朗読のボランティアの育成

県立図書館は、ボランティアの育成を図り、録音図書の作成を行うと

茨城県立点字図書館^{※16}

：身体障害者福祉法第33条に基づき、視覚障害者の更生を援助し、福祉の向上を図るために設置された施設であり、点字図書、録音図書等の制作・貸出等を行っている。

（所在地：水戸市袴塚1-4-64、電話：029-221-0098）

ともに対面朗読室での朗読サービスを推進します。

3 県立特殊教育諸学校と連携しての推薦図書の選定

県立図書館は、県立特殊教育諸学校と連携して、年齢や障害の程度に応じた推薦図書を選定して市町村立図書館や公民館等に紹介します。

4 点字図書館との連携の推進

県立図書館は、点字図書館と連携を強化し、点字図書館の所蔵資料や事業の紹介等を積極的に行います。

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

① 学校図書館の図書資料、施設・設備の計画的整備

施策の方向

国においては、平成14年度からの5年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約4千万冊整備することを目指し、新たに「学校図書館図書整備5か年計画」を策定したところであり、平成14年度から平成18年度までの5年間で、毎年地方交付税措置が講じられることとされています。今後、この計画に沿って、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう市町村に働きかけます。

また、余裕教室の読書スペースへの活用や学校図書館設備の充実を促します。

具体的な取組

1 学校図書館の図書資料の計画的な整備

県は、国が行う学校図書館の図書資料整備のための地方交付税措置の主旨及びその内容を市町村に説明するなどして、図書資料の計画的な整備を促します。

2 県立学校の学校図書館の図書の充実

県は、県立学校の図書を平成5年度から10年計画で整備した実態を踏まえて、引き続き図書の充実に努めます。

3 学校図書館の蔵書の実態調査

県は、学校図書館の蔵書の実態を調査し、学校図書館の図書の整備の必要性を市町村教育委員会に促します。

4 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設・設備や環境についてのモデル的な事例を紹介し、子どもの自主的な読書活動のための環境整備等を促します。

② 学校図書館の情報化

施策の方向

学校図書館にコンピュータを整備し、他校の学校図書館や公立図書館等

とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索が可能となります。これにより、子どもたちの多様な興味・関心に対応した活発な学校図書館の活用が期待されることから、国の「ミレニアム・プロジェクト『教育の情報化』^{※17}」等を活用した学校図書館の情報化を促します。

具体的な取組

1 学校図書館の蔵書の情報化

県は、学校図書館の蔵書の情報化について検討するとともに、先進的な取組事例を調査します。また、小・中学校については、市町村に働きかけます。

2 他校の学校図書館とネットワーク接続

県は、茨城県教育情報ネットワークを使用して他校の学校図書館との蔵書の相互検索のできる環境の整備に努めます。

また、市町村に対しては、域内の学校図書館のネットワーク化を促します。

3 茨城県図書館情報ネットワークと学校図書館ネットワーク（仮称）の接続

県立図書館は、将来、学校図書館ネットワーク（仮称）が構築された際の茨城県図書館情報ネットワークとの接続について検討します。

③ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

施策の方向

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員やボランティア等が連携・協力して運営に当たり、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。このため、司書教諭の配置など適切な人的配置に努めます。

具体的な取組

1 司書教諭の配置

県は、12学級以上のすべての県立学校で司書教諭を発令するとともに、12学級以上のすべての小・中学校での発令を市町村教育委員会に働きかけます。また、12学級未満の学校においても、可能な限り司書教諭を発令して読書活動が充実するよう促します。

また、県は、教員に司書教諭養成講習の受講を勧め、資格取得者を増やし発令の促進を図ります。

2 学校図書館担当職員の配置

学校図書館を充実させるためには、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たる職員が重要な役割を果たします。

このため、県は、市町村や学校の実情に応じた職員配置（非常勤職員やボランティアを含む。）の工夫を促します。

ミレニアム・プロジェクト^{※17}

：日本にとって重要性の高い情報化、高齢化、環境対策の分野について産学官共同で新しい未来を切り開いていくこうとするもので、2000年度から実施されている。

また、県立学校については、事務職員の適切な配置に努めます。

3 教職員間の連携

県は、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の職務内容についての指導資料を作成し教職員の意識の高揚を図ります。また、教職員間の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。

4 外部人材による学校図書館活動の支援

県立図書館は、多様な経験を有する地域の社会人やボランティアと学校の連携が図られるよう、地域の読書グループのデータベースを作成し、学校と読書グループのコーディネイトを行うよう努めます。

④ 学校図書館の開放

施策の方向

子どもの自主的な読書活動の推進や学校週5日制における地域に開かれた学校づくりの推進の観点から、学校の施設を積極的に開放していくことが全国的に求められています。このため、土・日曜日においても、地域のボランティア等の協力を得ながら、地域の実情に応じて学校図書館の開放が進むよう促します。

具体的な取組

1 モデル的な事例の紹介

県は、学校図書館を地域に開放してモデル的な運営を実施している事例を紹介し、校長や市町村教育委員会へ開放を促します。

2 学校施設の新設又は改修における学校図書館

県は、学校施設の新設又は改修に当たり、学校図書館の開放が容易になるような設計となるよう、市町村教育委員会に働きかけます。

3 学校図書館の開放

県は、本来の教育活動に支障をきたさない範囲で、地域のボランティア等の協力を得ながら、安全管理体制など各地域の実情に応じた開放が進むよう学校や市町村教育委員会に促します。

イ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

施策の方向

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れるができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備が進むよう促します。

具体的な取組

1 モデル的な事例の紹介

県は、図書スペースの確保や選書の工夫、保護者やボランティア等との連携・協力による図書の整理などモデル的な取組を行う幼稚園や保育所を広く紹介します。

2 保護者やボランティアの参加

県立図書館は、幼稚園や保育所の求めに応じて読み聞かせや図書の整理を行うボランティア等を紹介します。

3 図書館間協力等の推進

施策の方向

子どもの読書活動の推進には、公立図書館、公民館図書室、学校図書館、大学図書館等の関係機関の連携・協力が不可欠であることから、これら関係機関の連携・協力を推進します。

(1) 図書館間等の連携・協力

具体的な取組

1 茨城県図書館情報ネットワークを核とした相互貸借の推進

県は、茨城県図書館情報ネットワークを県立図書館に整備し、図書館資料の相互貸借やレファレンスの充実に役立て、公立図書館間の連携・協力を推進します。

2 市町村事業への支援

県及び県立図書館は、市町村立図書館や公民館図書室等が行う次のような活動に対して、先進的な事例を紹介するなどしてその活動を支援します。

- ・ 学校、幼稚園、保育所、児童館等に対して図書の団体貸出を行うこと。
- ・ 学校等を訪問したり、あるいは児童生徒が図書館を訪問したりして行う読み聞かせや本の紹介等を行うこと。
- ・ 保健所や保健センター等で行う乳幼児の検診の際に、絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導すること。
- ・ ブックスタート活動を行うこと。

3 茨城県図書館協会、小・中学校及び高等学校の教育研究会との連携

県及び県立図書館は、茨城県図書館協会や小・中学校及び高等学校の教育研究会図書館部との連携を図りながら、子どもの読書活動の推進のための研修会やフェスティバル等の事業を行います。

(2) 図書館と大学図書館の連携・協力

具体的な取組

大学図書館との相互貸借の推進

県立図書館は、県内の大学図書館と相互貸借協定を締結し、児童図書研究資料をはじめとする図書館資料の県民への提供に努めます。

(3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

具体的な取組

1 国際子ども図書館の紹介

県立図書館は、「国際子ども図書館^{*18}」との連携を密にして、その役割と機能及び所蔵する世界各国の児童図書資料を紹介します。

2 国際子ども図書館の活用

県立図書館は、学校図書館が「国際子ども図書館」を活用するモデル事例を提供して、その活用を促します。

4 啓発広報等

施策の方向

日常の取組はもちろんのこと、「子ども読書の日」や「読書週間」等に、その趣旨に沿った事業を開催して、読書の意義やその重要性について啓発を図ります。

また、子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、公立図書館、公民館図書室、学校図書館、民間団体等の取組や図書についての様々な情報を収集し、それらの情報を発信します。

(1) 啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」等を中心とした啓発広報の推進

具体的な取組

1 「子ども読書の日」及び「子どもの読書週間」における啓発広報

県立図書館は、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」にふさわしい講演会や資料展示会等を開催するとともに、その制定の趣旨等を表現したポスター等を配布して啓発広報に努めます。

2 読書フェスティバルの開催

県立図書館は、「子どもの読書週間」及び「秋の読書週間」の年2回、読書フェスティバルを開催して、子どもの読書活動の推進方策等を協議するシンポジウムやフォーラム等を実施します。

3 市町村における啓発事業の充実

県は、「子ども読書の日」にふさわしい事業が県内各地で実施されるよう市町村教育委員会に促します。

国際子ども図書館^{*18}

: 平成12年1月に設立された日本初の国立の児童書専門図書館。正式名称は国立国会図書館国際子ども図書館。(平成14年5月5日に全面開館)

イ 各種情報の収集・提供

具体的な取組

1 子どもの読書活動に関するポータルサイトの開設

県は、県立図書館のホームページに県内の公立図書館や民間団体等の取組についての情報をはじめ、全国の様々な子どもの読書活動に関する情報への窓口となる子どもの読書活動に関するポータルサイト^{*19}を開設します。

2 キッズページの開設

子どもの読書活動に関するポータルサイトには、子どもたちが利用するキッズページを設けます。

3 子ども読書相談員の配置

県立図書館は、子ども図書室の担当職員とは別にボランティアによる子どもの読書相談員を配置して、本に関する子どもたちからのあらゆる相談を受け付けます。

(2) 優れた取組の奨励

具体的な取組

優秀実践図書館、団体（個人）及び学校図書館の表彰

県は、毎年、特色ある優れた活動を実践している学校、公立図書館、民間団体及び個人を表彰し、その活動を広く紹介するなど優れた取組の奨励を図ります。

(3) 優良な図書の普及

具体的な取組

1 優良図書の推奨

県は、茨城県青少年のための環境整備条例第7条に基づき、青少年（小・中・高校生及び勤労青少年向け）のための健全育成に有益な図書の推奨を図ります。

2 「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の推進

県は、学校教育で取り組んでいる公立小学校4～6年生を対象にした「みんなにすすめたい一冊の本」（図書の紹介本）を公立図書館に配布するなど、公立図書館と連携し、学校内外での普及を図ります。

ポータルサイト^{*19}

：様々な情報の入口になるホームページ

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

施策の方向

子どもの読書活動の一層の推進を図るために、この取組を家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組に発展させる必要があることから、関係機関が緊密に連携し、互いの取組等を協議することのできる総合的な推進体制を整備します。

具体的な取組

1 推進体制

(1) 「いばらき子ども読書活動推進会議（仮称）」の設置

県は、県内の総合的な読書活動の推進に向け、学校、市町村、民間団体等との具体的な連携・協力を図るため、「いばらき子ども読書活動推進会議（仮称）」を設置します。

(2) 子どもの読書活動の状況調査

県は、県の推進計画に記載されている各施策の進捗状況を把握するため、県関連事業をはじめ、県内の子どもの読書活動の進捗状況について調査します。

2 市町村における子どもの読書活動推進体制の整備

県は、市町村においても、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制が整備されるよう促します。

3 市町村間の連携・協力体制の整備（図書館の広域利用）

県及び県立図書館は、市町村立図書館間又は図書館未整備の市町村と近隣の市町村立図書館の広域利用の促進を関係市町村に促します。

4 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援（場の提供と職員の派遣）

県立図書館は、県内の地域文庫や読書グループ等の研修会や講演会等に対して、場の提供や職員の派遣等を行いその活動を支援します。

2 財政上の措置

具体的な取組

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

資料編

1 参考データ

「みんなにすすめたい一冊の本」の紹介文の応募状況 平成13年度実施
公立小学校4～6年生の各学級から児童による紹介文を付けて推薦のあった本

学年	4年生	5年生	6年生	合計
応募数	2,131	2,116	2,204	6,461
本の種類	1,233	1,120	1,116	2,759

全校一斉読書の状況

朝の読書など全校一斉の読書活動の取組及び自校における必読書、推薦図書を定めている状況

区分	全校一斉読書（うち始業前実施）	必読・推薦図書の設定
小学校	573校 98.4% (550校 94.5%)	321校 55.1%
中学校	208校 88.8% (196校 83.7%)	71校 30.0%

※義務教育課調査（平成15年9月）

学校図書館における蔵書数

1校当たり蔵書数

小学校	茨城県 (6,754冊)	全国平均 (6,834冊)
中学校	茨城県 (8,499冊)	全国平均 (8,441冊)
高等学校	茨城県 (23,941冊)	全国平均 (20,828冊)
盲学校	茨城県 (17,458冊)	全国平均 (9,783冊)
聾学校	茨城県 (9,643冊)	全国平均 (6,981冊)
養護学校	茨城県 (4,851冊)	全国平均 (2,964冊)

※「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省（平成15年9月）

学校図書館図書標準（平成5年3月文部省設定）

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもので、各学校の校種及び学級数に応じて、標準蔵書数が設定されている。 平成14年度末における達成状況

小学校	茨城県 (31.1%)	全国平均 (34.8%)
中学校	茨城県 (21.4%)	全国平均 (29.0%)

※「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省（平成15年9月）

市町村立図書館の設置状況

平成16年1月現在

区分	市町村数	設置市町村数	設置率 (%)	設置館数
市	22	19	86.4	25
町	44	19	43.2	20
村	17	3	17.6	3
計	83	41	49.4	48

※参考 設置率の全国比較（平成14年4月1日現在）

茨城県 47.6% 全国平均 51.6% 26位

図書館建設促進費補助制度（県単独事業）

○未設置市町村の図書館建設に対して面積に応じての補助（平成15年度）

対象経費	700m ² 以上	1,000m ² 以上	1,500m ² 以上	2,500m ² 以上
本体及び付帯工事費	20,000千円以内	30,000千円以内	40,000千円以内	50,000千円以内

○これまでの実績（昭和57年度から（平成8年度までは国庫補助を含む））

27市町村（10市14町3村） 27館

茨城県図書館情報ネットワーク（平成16年度スタート）

インターネットを使い1回の検索で県内公共図書館から目的の資料を検索し、身近な図書館等で閲覧・貸出が受けられます。

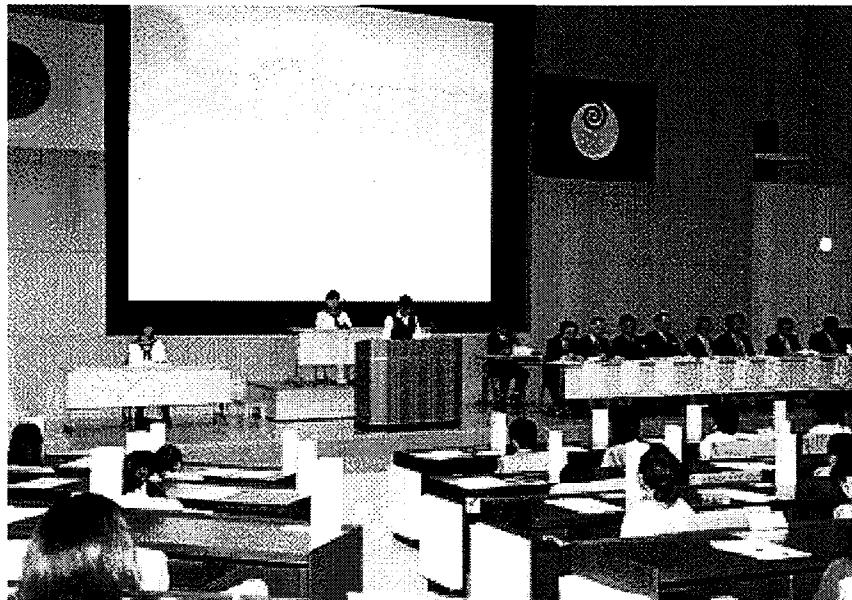
○内容 一般利用：資料検索システムとレファレンスQ&A

業務利用：一般利用に加えて相互貸借システムと司書支援システム

○窓口 県立図書館ホームページ(<http://www.lib.pref.ibaraki.jp/>)及び参加する市町村立図書館にリンクします。

2 いばらき子ども読書議会

- (1) 目的 子どもの読書活動推進計画を策定するにあたり、子どもたちから意見を聴取するとともに、広く県民に対して子どもの読書についての意識啓発を図る。
- (2) 日時 平成15年8月7日（木）13時00分～15時30分
- (3) 場所 茨城県立図書館 視聴覚ホール
- (4) 内容 会議は、5月から6月にかけて募集した「読書活動に関する作文」で優秀な作品に選ばれた小学生（4～6年）25人、中学生5人、高校生8人の子ども議員により、理想の図書館や学校図書館などに関する質疑が行われ、県教育長や県立図書館長などが答弁した。
会議のまとめに、議長の提案で、次の3点を執行部に要望する提案があり、全会一致で決議された。
- ① 小さい頃から読書の習慣が身に付くように考えて欲しい。
 - ② 図書館、公民館、児童館など身近な場所に読書の施設を造って欲しい。
 - ③ 学校図書館に新しい本を入れるなど魅力的にして欲しい。



<父母や先生など多くの方が傍聴する中、活発な議論を行う子ども議員>

3 子ども読書活動推進会議設置要項

(趣旨)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条の規定に基づく子ども読書活動推進計画の策定を目的として、子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 推進会議は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(会議)

第3条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、教育次長（総括）が招集し、これを主宰する。

(意見の聴取)

第4条 推進会議は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(ワーキングチームの設置)

第5条 推進会議の下に、ワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習課、私学振興室、女性青少年課、児童福祉課及び県立図書館の職員をもって構成する。

3 ワーキングチームは、生涯学習課課長補佐（総括）が主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、生涯学習課において行う。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、平成15年7月10日から実施する。

(別表) 子ども読書活動推進会議委員名簿

氏 名	職 等
有 田 道 子	県「読み聞かせ研修講座」講師
須之内 初 子	茨城県読書をすすめる協議会長
熊 田 佳 子	ぶんぶんクラブ 代表
庄 野 和 美	茨城県P T A連絡協議会 理事
岡 田 貴 子	水戸市子ども会育成連合会 指導部長
三 輪 巴	明野町立図書館長
栗 山 光 夫	江戸崎町中央公民館
北 島 清	つくば市立手代木南児童館長
稻 葉 由美子	水戸市立酒門幼稚園 教頭
海 藤 一 幸	水戸市立河和田小学校 司書教諭
田 中 吉 子	ひたちなか市立大島中学校 司書教諭
佐 久 間 郷 子	茨城県立水戸南高等学校 司書教諭
蟻 原 けい子	茨城県立霞ヶ浦聾学校 司書教諭
落 合 照 子	茨城県教育研究会学校図書館研究部長
山 野 邊 義 文	ひたちなか市教育委員会教育長
諏 訪 原 守	教育次長（総括）
飯 島 勇	教育庁義務教育課長
谷 島 英 一	教育庁高校教育課長
西 村 敏 一	教育庁特別支援教育課長
助 川 幹 夫	教育庁生涯学習課長
木 城 晃 三	総務部総務課私学振興室長
櫻 井 清 一	保健福祉部児童福祉課長
武 子 剛 二	県立図書館長

4 施設一覧

(1) 公立図書館一覧

(H16. 1. 1)

No.	館名	所在地	電話	ホームページアドレス
1	茨城県立図書館	水戸市三の丸1-5-38	029-221-5569	http://www.lib.pref.ibaraki.jp
2	水戸市立中央図書館	水戸市大町3-3-20	029-226-3951	http://www.library-mito.jp
3	水戸市立東部図書館	水戸市元吉田町1973-27	029-248-4051	"
4	水戸市立西部図書館	水戸市堀町2311-1	029-255-5651	"
5	日立市立記念図書館	日立市幸町1-21-1	0294-24-7714	http://www.library.hitachi.ibaraki.jp
6	日立市立多賀図書館	日立市末広町1-1-4	0294-33-2655	"
7	土浦市立図書館	土浦市文京町9-2	029-822-3389	http://www.library.tsuchiura.ibaraki.jp/
8	古河市立図書館	古河市東3-7-19	0280-32-5299	http://www.city.koga.ibaraki.jp/toshokan
9	石岡市立図書館	石岡市若宮1-6-31	0299-24-1507	http://www.lib.isioka.ibaraki.jp/
10	下館市立図書館	下館市下岡崎66	0296-24-3530	http://library.city.shimodate.ibaraki.jp/
11	龍ヶ崎市立中央図書館	龍ヶ崎市馴馬町2630	0297-64-2202	http://www.city.ryugasaki.jp
12	下妻市立図書館	下妻市砂沼新田35-1	0296-43-8811	http://www.lib.shimotsuma.ibaraki.jp/
13	水海道市立図書館	水海道市天満町1606	0297-23-5556	http://www.library.ne.jp/mitsukaido/
14	常陸太田市立図書館	常陸太田市中城町3282	0294-72-5555	http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/
15	高萩市立図書館	高萩市高萩8-1	0293-23-7174	http://www.jsdi.or.jp/~taka-lib/
16	北茨城市立図書館	北茨城市磯原町本町1-4-2	0293-42-1451	http://www.ibakei.ne.jp/kitatosho/
17	取手市立図書館	取手市取手1-12-16	0297-74-8361	http://www.toride-toshokan.jp
18	岩井市立図書館	岩井市岩井5082	0297-36-1300	http://www.city.iwai.ibaraki.jp/bf/
19	牛久市立中央図書館	牛久市柏田町3304-1	029-871-1400	http://library.city.ushiku.ibaraki.jp/
20	牛久市立中央図書館エカート分館	牛久市牛久町280	029-873-2111	"
21	つくば市立中央図書館	つくば市吾妻2-8	029-856-4311	http://www2.library.ne.jp/tsukuba
22	ひたちなか市立中央図書館	ひたちなか市元町5-3	029-273-2247	http://www.lib.hitachinaka.ibaraki.jp
23	ひたちなか市立那珂湊図書館	ひたちなか市鍛冶屋窪3566	029-263-5499	"
24	ひたちなか市立佐野図書館	ひたちなか市高場1362-1	029-270-3811	"
25	鹿嶋市立中央図書館	鹿嶋市宮中2398-1	0299-83-2510	http://city.kashima.ibaraki.jp/14tosyo/index.htm
26	守谷中央図書館	守谷市大柏937-2	0297-45-1000	http://www.lib.moriya.ibaraki.jp
27	茨城町立図書館	東茨城郡茨城町小提1037-1	029-240-7131	
28	小川町図書館	東茨城郡小川町小川1664-2	0299-58-5828	
29	桂村立図書館	東茨城郡桂村阿波山173-2	029-289-4946	http://www.lib.vill.katsura.ibaraki.jp
30	友部町立図書館	西茨城郡友部町平町2084	0296-78-1200	http://www.lib.tomobe.ibaraki.jp/
31	岩間町図書館	西茨城郡岩間町下郷4407	0299-45-2082	
32	東海村立図書館	那珂郡東海村船場768	029-282-3435	http://www.tosyo.vill.tokai.ibaraki.jp/
33	大宮町立図書情報館	那珂郡大宮町3135-6	0295-53-7300	
34	十王町立図書館	多賀郡十王町友部202-1	0293-20-2345	http://www.library.town.juo.ibaraki.jp/
35	鉾田町立図書館	鹿島郡鉾田町鉾田1444-1	0291-33-2020	http://www.town-hokota.jp/kakuka/tosyo/1-ltop.htm
36	神栖町立中央図書館	鹿島郡神栖町大野原4-8-1	0299-92-3746	http://www.kamisu-tosho.jp/
37	神栖町立うずも図書館	鹿島郡神栖町知手中央7-1-6	0299-90-5302	"
38	玉造町立図書館	行方郡玉造町乙1175	0299-55-1495	http://www.town.tamatsukuri.ibaraki.jp/
39	阿見町立図書館	稻敷郡阿見町若栗1838-24	029-887-6331	http://business2.plala.or.jp/tomami/toshokan/ami-library_index.htm
40	東町立図書館	稻敷郡東町八千石18-1	0299-79-3111	
41	霞ヶ浦町立図書館	新治郡霞ヶ浦町深谷3719-1	029-897-0647	http://www.town.kasumigaura.ibaraki.jp
42	玉里村立図書館	新治郡玉里村高崎291-3	0299-26-9111	
43	伊奈町立図書館	筑波郡伊奈町福田623	0297-58-3710	http://www.town.ina.ibaraki.jp/21_tosyokan/body.htm
44	明野町立図書館	真壁郡明野町海老ヶ島2120-7	0296-52-2466	
45	八千代町立図書館	結城郡八千代町菅谷561-1	0296-48-4646	http://www.town.yachiyo.ibaraki/sisetu/tosyo/
46	三和町立図書館	猿島郡三和町仁連2041-1	0280-75-1511	http://www.library.ne.jp/isawa/
47	猿島町立図書館	猿島郡猿島町山2726	0280-88-8700	http://www.town.sashima.ibaraki.jp/muse/library/
48	ふじしろ中央図書館	北相馬郡藤代町藤代415	0297-70-8181	http://www.lib-fujishiro.jp
49	利根町図書館	北相馬郡利根町下曾根278-1	0297-68-8868	http://www.ocn.ne.jp/~tone-lib/

(2) 公民館図書室一覧

(H16. 1. 1)

No.	館名	所在地	電話
1	結城市公民館図書分室	結城市大町13-2	0296-32-2811
2	笠間市中央公民館	笠間市石井2068-1	0296-72-2100
3	潮来市立中央公民館	潮来市日の出3-11	0299-66-0660
4	美野里町公民館	東茨城郡美野里町堅倉835	0299-48-1110
5	内原町中央公民館	東茨城郡内原町内原1395-6	029-259-4044
6	コミュニティーセンター常北	東茨城郡常北町石塚1428-1	029-288-6100
7	御前山村民センター	東茨城郡御前山村野口3195	02955-5-2111
8	大洗町中央公民館	東茨城郡大洗町磯浜町6881-88	029-267-0230
9	七会村中央公民館	西茨城郡七会村徳蔵357-3	0296-88-3210
10	岩瀬町中央公民館	西茨城郡岩瀬町東桜川1-21-1	0296-75-0344
11	那珂町中央公民館	那珂郡那珂町福田1819	029-298-5680
12	瓜連町中央公民館	那珂郡瓜連町古徳371	029-296-1651
13	山方町中央公民館	那珂郡山方町山方660	0295-57-2903
14	美和村公民館	那珂郡美和村高部402-2	0295-58-2342
15	緒川村総合センター	那珂郡緒川村上小瀬1259	0295-56-5111
16	金砂郷町中央公民館	久慈郡金砂郷町高柿272	0294-76-2221
17	水府村立水府中央公民館	久慈郡水府村町田88	0294-85-0144
18	里美村公民館	久慈郡里美村折橋623	0294-82-2204
19	大子町立中央公民館	久慈郡大子町池田2669	02957-2-1148
20	旭村立公民館	鹿島郡旭村造谷1141-3	0291-37-1118
21	大洋村立中央公民館	鹿島郡大洋村波上2601	0291-39-3305
22	はさき生涯学習センター	鹿島郡波崎町9591	0479-44-0001
23	麻生町公民館	行方郡麻生町麻生1221	0299-72-1573
24	北浦町中央公民館	行方郡北浦町山田2175	0291-35-3777
25	江戸崎町中央公民館	稻敷郡江戸崎町江戸崎甲2148-2	029-892-4110
26	美浦村中央公民館	稻敷郡美浦村受領1460-1	029-885-4451
27	新利根町中央公民館	稻敷郡新利根町柴崎7417	0297-87-2175
28	河内町中央公民館	稻敷郡河内町長竿3689-1	0297-84-2843
29	桜川村中央公民館	稻敷郡桜川村須賀津808	029-894-2981
30	八郷町立中央公民館	新治郡八郷町柿岡5680-1	0299-43-6262
31	千代田町中央公民館	新治郡千代田町上佐谷991-5	0299-59-5252
32	新治村総合福祉センター	新治郡新治村沢辺1423-1	029-862-3522
33	谷和原村公民館	筑波郡谷和原村古川1025	0297-52-2141
34	関城町関本公民館	真壁郡関城町関本上1470	0296-37-6626
35	真壁町中央公民館	真壁郡真壁町真壁198	0296-55-0159
36	大和村中央公民館	真壁郡大和村羽田1028-1	0296-58-7117
40	総和町中央公民館	猿島郡総和町下大野2248	0280-92-4501
41	五霞町中央公民館	猿島郡五霞町小福田148-1	0280-84-1460
42	境町中央公民館	猿島郡境町395-1	0280-86-6661

(注) 本一覧は、図書館未設置市町村におけるものである。

(3) 児童館一覧

(H16. 1. 1)

No.	館名	所在地	電話
1	茨城県立児童センターこどもの城	東茨城郡大洗町磯浜町8249-4	029-266-3044
2	ふれあいの館	水戸市平須町1824-243	029-243-8940
3	児童館こどもの園	水戸市見和2-200-6	029-252-2583
4	日立市かしま児童館	日立市鹿島町2-4-10	0294-22-5581
5	日立市すえひろ児童館	日立市末広町1-1-6	0294-34-1912
6	土浦市都和児童館	土浦市板谷2-712-9	029-832-3112
7	石岡市児童館	石岡市府中5-7-33	0299-22-3858
8	石岡市児童センター	石岡市旭台3-9-21	0299-26-3678
9	鳳来会児童館	下館市甲68-2	0296-22-4222
10	しみず児童館	下妻市高道祖60-2	0296-44-3486
11	水海道市立水海道児童センター	水海道市天満町4678	0297-23-1902
12	水海道市立三坂児童館	水海道市三坂町402-1	0297-22-7937
13	岩井市児童福祉センター	岩井市岩井4326-1	0297-35-8844
14	つくば市立竹園東児童館	つくば市竹園3-18-1	029-851-5802
15	つくば市立並木児童館	つくば市並木4-2-3	029-851-5331
16	つくば市立吾妻西児童館	つくば市吾妻2-5-4	029-851-8141
17	つくば市立栄児童館	つくば市横町127-4	029-857-4206
18	つくば市立九重児童館	つくば市上ノ室2094	029-857-4631
19	つくば市立吾妻東児童館	つくば市吾妻4-12	029-852-7858
20	つくば市立桜南児童館	つくば市並木4-7-3	029-858-0791
21	つくば市立手代木南児童館	つくば市松代4-15-1	029-852-0670
22	つくば市立小田児童館	つくば市小田2410	029-867-1190
23	つくば市立二の宮児童館	つくば市二の宮4-9-2	029-855-6091
24	つくば市立竹園西児童館	つくば市竹園2-19-2	029-852-5039
25	つくば市立吉沼児童館	つくば市吉沼814-1	029-865-2070
26	つくば市立松代児童館	つくば市松代2-21-2	029-855-6110
27	つくば市立谷田部児童館	つくば市谷田部4715	029-836-0611
28	つくば市立上郷児童館	つくば市上郷2270-1	029-847-5546
29	つくば市立塙崎児童センター	つくば市小塙1793	029-876-0322
30	ひたちなか市立那珂湊児童館	ひたちなか市栄町1-10-18	029-263-2493
31	守谷市立守谷児童館	守谷市久保ヶ丘4-28-24	0297-45-2278
32	ひまわり児童館	鹿島郡鉾田町串挽1381-2	0291-32-4146
33	神栖町立大野原児童館	鹿島郡神栖町息栖3843	0299-92-7192
34	神栖町立知手児童館	鹿島郡神栖町知手中央3-10-32	0299-96-5069
35	神栖町立軽野児童館	鹿島郡神栖町溝口5821	0299-97-0360
36	神栖町立平泉児童センター	鹿島郡神栖町平泉2783-3	0299-93-8820
37	波崎町児童館	※鹿島郡波崎町9301-1	0479-44-1111(役場)
38	波崎町子どもセンター	鹿島郡波崎町土合本町3-9809-14	0479-48-1112
39	美浦村立大谷時計台児童館	稻敷郡美浦村奥津324	029-885-0597
40	美浦村立木原城山児童館	稻敷郡美浦村木原字大畠1578-5	029-885-1064
41	阿見町学校区児童館	稻敷郡阿見町中央1-3-4	029-887-4093
42	阿見町二区児童館	稻敷郡阿見町荒川沖1696-2	029-843-3282
43	千代田町立稻吉児童館	新治郡千代田町稻吉2-6-5	029-832-1022
44	千代田町立大塚児童館	新治郡千代田町下稻吉1868-22	0299-59-4088
45	新治村立新治児童館	新治郡新治村本郷347-1	029-862-4403
46	真壁町立飯塚児童館	真壁郡真壁町飯塚1	0296-55-1111(役場)
47	真壁町立上小幡児童館	真壁郡真壁町上小幡1156	0296-55-1111(役場)
48	猿島町児童館	※猿島郡猿島町逆井884-3	0297-44-3151(役場)
49	ごか西児童館	猿島郡五霞町元栗橋916-5	0280-84-2321
50	ごか南児童館	猿島郡五霞町宿台4-25-9	0280-84-3546

(注) 館名の欄に※の表示のあるものは、H16. 1. 1現在休館中である。

5 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画）が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（平成13年12月12日公布）

いばらき子ども読書活動推進計画（概要）

- 1 主旨及び目的
主読書欠欠形たのこ成める、こ必要が上價のこ未のものと定めることで、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする力を取り巻く生活環境等の変化、さらには幼児期から人生をより深く生きる力を身に付けていくことを基本とした、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
- 2 策定根拠
読書活動の推進に関する法律（平成13年12月公布・施行）第9条第1項で、都道府県に対し、「都道府県の状況等を踏まえて、国の子どもとの読書活動の推進に本規範とする」とともに、市町村に對しても、国及び県の計画を基本とするよう規定している。そのため、県と市町村の連携・協力が必要である。
- 3 策定方針
国が20年までの5ヵ年計画を基本とするとともに、本県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、平成16年度から策定する。
- 4 推進イメージ図

